

令和元年度 神奈川県児童福祉審議会 県社会的養育推進計画（仮称）検討に係る第一回施設里親部会・権利擁護部会 合同開催 議事録

（事務局）

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻前ではございますが、委員の皆様お集まりでございますので、只今より令和元年度神奈川県児童福祉審議会、第一回神奈川県社会的養育推進計画（仮称）検討に係る児童福祉審議会の部会を開催させていただきます。

会議に先立ちまして、事務局から御報告申し上げます。

本日は、施設里親部会は4名の委員の方に御出席いただいておりますので、当部会は成立しております。また、権利擁護部会は3名の委員の方に御出席いただいておりますが、過半数を超えておりませんので、当部会は不成立であることを御報告いたします。

したがいまして、本日は施設里親部会として開催し、権利擁護部会の委員として御出席いただいております笹谷委員及び山本委員については、本日はオブザーバーとして御審議に加わって下さるようお願いいたします。

なお、権利擁護部会の委員の皆様には、6月18日開催予定の権利擁護部会にて、本日の御審議の内容を報告させていただき、御意見を頂戴いたしたいと考えております。

次に、本日の資料ですが、資料1～6でございます。足りない資料がございましたら、事務局までお申し出下さい。

本日は、これから15時30分まで、約2時間を予定しております。

なお、現行計画であります「神奈川県家庭的養護推進計画」を全面的に見直して策定いたします。この社会的養育推進に係る県計画の策定にあたっては、昨年8月に開催いたしました平成30年度児童福祉審議会総会において、部会などにおいて委員の皆様から御意見を頂戴しながら策定いたしたいと子ども家庭課長から御説明させていただきました。

また、「神奈川県家庭的養護推進計画」策定に際しても、施設里親部会と権利擁護部会を合同開催し、御審議いただいたところです。

この度の計画策定にあたっての前回同様に二つの部会を合同で開催し御審議いただくこととし、児童福祉審議会松田委員長に御説明し、御了解いただいていることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、中野子ども家庭課長よりご挨拶申し上げます。

（中野子ども家庭課長）

今日はお忙しい中、御都合合わせて下さいますとどうもありがとうございます。

この1年あまり、本当に児童虐待の悲惨な事件の報道が続いています。ただ、本当に毎週のようにいろんな事件がありますが、本当に児童虐待が増えているのかどうなのか、ちょっと分からないなと思っています。現場にいますと、警察との連携が5年前に比べて全然違って非常に密になって、警察が認知するケースが増えたということと、警察も逮捕したときには必ず報道することが増えているので、そういったこともあり、またそうやって報道されると社会の人が児童虐待に非常に関心を持って通告して下さるといふことで、そういったことも含めて、今まで顕在化していなかった事案

までが見えてくるようになりつつあるのかなと思っています。数が多い少ないというよりも、やはり、不適切な養育をされている子どもがまだ日本のこの世の中にいるということがとても大切なことで、何らかの支援を求めている子どもや家族がまだ日本にはいるということ、私たちはそのことをちゃんと考えて仕事をしなければいけないのかなといつも思っております。

今年は本当にしつくと称した悲惨な虐待事件が相次いで、政府は体罰禁止を盛り込んだ児童虐待防止法の改正であるとか、児童相談所の体制強化等々を踏まえた児童福祉法の改正案を今国会に提出していて、与野党修正協議を経て法改正を今国会で可決成立する見通しで、昨日の新聞などにも懲戒権についても諮問するというようなことも出ておりました。

今年度はこれまでの家庭的養護推進計画を全面的に見直して、社会的養育推進計画を策定しますが、この社会的養育推進計画は、在宅支援から、どうしても家庭で養育することが難しいお子さんの代替養育のあり方であるとか、自立支援だとか、子どもの権利擁護をどのようにしていくか、ものすごく幅広でとても大事な計画で、28年の法改正の趣旨も踏まえなければいけないし、今国会で今度成立する改正案の趣旨も踏まえた計画にしなければいけないし、これはこれからの神奈川県10年間の児童福祉をどういうふうに進めていくか、基本的な理念であるとか、その理念に基づいて何をするのか、こういったことを定めるとも重要な計画だと思っております。

県としましては、私たちだけではなかなか良い計画を立てるのが難しいですので、当然、関係団体の方とか、関係者とか、社会的養護の当事者である子どもたちの声も聞いていきたいと思いますが、ぜひ委員の皆様から貴重な御意見や御提言を賜りながら、より良い計画になるようにしていければと思っております。そういった意味で本年度、この会議、合同での開催をこの後3回くらい開催させていただきながら、良い計画を作りたいなと思っておりますので、今後ともお力添えをいただけますよう、よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、これより御審議いただきたいと思えます。議事進行につきましては、施設里親部会長であります横堀委員にお願いいたします。

それでは、この後の進行については、横堀部会長よろしくお願いいたします。

(横堀部会長)

本日はよろしくお願いいたします。

日頃は施設里親部会の部会長でお世話になっております。これから権利擁護部会との合同開催という重要なことに臨むということで、気持ちが引き締まる所です。とても大きな課題ですし、また、後3回でどこまでの議論をこの場でできるのかなと思えますが、なるべく具体的な、この先につながるような議論を皆様方のお力を借りながら展開できればと思っております。

先ほど中野課長からの御挨拶にもありましたように、虐待対応でかなり現場が大変な思いをしているのだらうと思えます。今回の計画作りにあたっては、社会的養育という言葉でくみながらも、もう少し幅広の概念で、地域に暮らすなかなかケア・サポートが行き届いていない在宅の家庭から障害を持った子ども等、子ども家庭福祉全般に改めてどう取り組んでいくかという大きな宿題が示されていると見ています。その中でもやはり、家庭から分離して養護養育を必要とする子ども達の

養育をどういう風にしていくのか、係る業務をどういう風に考えていったらよいか核にあります。県が既に策定されその実行を進めてきました家庭的養護推進計画をいったんなしにして新たに作りなさいというのが今回の国の指示ですので、少々無理な宿題ではないかと思いつつ、今後10年間をどういうふうと考えていくかの大きな課題でもあると考えています。そこで本日は、どのように神奈川県の方がこれまでこの分野の業務を進めてこられたのか到達点を確認させていただきながら、課題を議論していけたらと思っております。

それでは議事に入らせていただきます。最初に議題、県社会的養育推進計画（仮称）につきまして、事務局からの説明をお願いします。

（事務局）説明

（横堀部会長）

ありがとうございました。この資料は本日初めてこの場で拝見していますので、少し確認をしながら考えていきたいと思えます。

まず、審議に入る前に、資料6を見ていただきたいと思えます。これは、今年2月末に行われました施設里親部会の最後に、都道府県社会的養育推進計画の策定に向けて、委員の皆様へ課題認識やこれからどういうふうを考えていこうとするかという基本的な観点について自由に議論していただいたものを事務局の方でまとめてくださった資料です。ここで出されている意見も本日の参考にしながら、議論ができればと思えます。

それでは、先ほど資料5で、県としてのいろいろな取組、所管施設の状況、里親の状況その他現状の数値の説明がありましたが、まずこの資料5について事務局への質疑から始めてまいりたいと思えます。様々な取組が数字として現れていますが、確認が必要なところはございませんか。

（山本委員）

資料5の3ページの「2 里親種別ごとの状況」なんですけど、これは世帯数ですか。専門里親と養育里親の重複はなしですか。

（事務局）

重複はありです。

（山本委員）

ありですね、なので実質の世帯数は違いますよね。

（中野子ども家庭課長）

全部で226世帯で、養育里親が224世帯、親族里親2世帯です。

（山本委員）

その養育里親224のうち、専門里親は。

(中野子ども家庭課長)

11 世帯です。

(山本委員)

重複していますね。養育里親 224 のうち、11 が専門里親でもあるということですね。これは国がずっと整理していない問題で、養育で委託されている子と専門で委託されている子が、同じ世帯の中に重複しています。それを数値としてどこも把握していない。実世帯数といわゆる委託可能数、それに対してどれだけ子どもが委託されたかという数字がないと実態は分からない。また、本当の未委託、一度も子どもが来たことがない人や、今子どもがいない世帯は何世帯あるのかという数字がいつもない。全国的に言って、専門里親の大半が養育里親との重複です。その中で、専門里親として委託された子どもが何人いる、その支援のいる世帯はいろんな子どもを見てきているので、里親に対する専門的支援と言おうとするとその対象数がすごく怪しいことになる。今のところ、里親委託率というのは全措置数に占める里親の数しか出していない。実際に登録された里親世帯に何人のキャパがあって、何人委託できたのかという数字がどこにもない。それは見直しができたらそのほうが良いと思っています。そうでないと里親のニーズというのは出てこないですよ。

(横堀部会長)

里親の養育の実質に迫るためには、この数値の取り方出し方のところでさまざまに問題点はあるのかなと思います。今後続く課題だと思いますので、是非ともお答えいただければと思います。

(山本委員)

ただ、国はそういう数値は出してこなかったのが今後とも採用しないと思います。でも、内々では検討しておかないと、里親会もそもそも疑問なんですよ、自分たちの総数って何なのって。

(横堀部会長)

より実質を把握するということですね。確かに国レベルでそういう数値を見たことはありませんね。

私の方からも確認させていただきたいことがあります。里親等委託率のところでは、平成 30 年度の神奈川県の上親等委託率 16.5%で、5 ページのグラフにも反映されています。自治体によって状況が違いますが、里親等委託率ですので、下のところに記載があるように、この数値は「里親＋ファミリーホーム」です。が、神奈川県としてはファミリーホームの設置は今のところないという理解でよろしいですね。里親と特別養子縁組を推進してきた流れの中で「里親等委託率」についてはこの数字まで到達しているということですね。はい。承知しました。

その他、確認が必要なところはありますでしょうか。

(小室委員)

今の 5 ページのグラフで、かなり大きな数字の開きが市町村によってありますが、この目立った

大きな要因というのはあぶり出されているのか、こういった地域的な特徴があるのか、お聞かせいただきたいと思います。

(中野子ども家庭課長)

すべてのところを分かっているわけじゃありませんが、以前、九州の方の自治体に聞いたときには、一時、施設の数が少なく足りなかったときに里親委託が推進されて、その中でサポートも充実していったということは伺っております。神奈川県の場合は、施設が多いということと、里親委託ももちろん推進はしてきましたが、その辺は自治体によって若干差があるのかなと思っています。それと、神奈川県が一番弱いところは、ファミリーホームがないので、ファミリーホームが多いところは委託率が高くて、県内でも川崎市の委託率が比較的高いのはファミリーホームをお持ちだからというところもあります。

(横堀部会長)

ありがとうございます。新潟県が突出して委託率が高いですが、新潟県にはそもそも施設の数が少ないという背景があったようですね。あとは今、事務局からも説明がありましたように、その自治体の方針で割合早くから家庭委託中心という形にしてきたという影響が数値に出ていると思います。その他にはいかがでしょうか。

(山本委員)

8ページの一時保護、これは県域の数字ですか。

(事務局)

はい。

(山本委員)

5 県市でトータルに社会的養育のニーズを考えるなら、各市の一時保護所の人数、これは施設の人数割りとか緊急案件とかが影響してくると思いますが、この情報をどこまで外部と共有できるかが課題なのかと思います。自治体間で常時状況を把握できる情報共有の在り方が検討課題ではないかと思います。

後、委託率については比率ばかり言われますが、実人数はどうなのか。大都市圏はそもそも社会的養護の人数が多いので。施設の数も社会的養護の実人数も少ないところでは、1人動いただけで比率は大きく変わります。それに対して大都市圏は1人2人動いても、ほとんどパーセントは変わらない。実人数のニーズの差というのも加味しないと、いつもこの表はパーセントだけで、実人数や委託数を表にしたら違うはず。世帯数の問題と一緒に気になりました。

(鶴飼委員)

どんなに委託率が高くても、不調率、つまり不調のケースがどのくらいあるのかがすごく大事です。そこで言えば神奈川県ってそんなに不調率がありません。だから、神奈川県の委託率は真ん中よ

り下ですけど、実際には私はもっと高いと思っています。そういう数字がきちんと出てこない中、あまり委託率というのはあてにならないのでは。

(横堀部会長)

これだけで判断できるものではないということですね。確かに措置解除、措置変更の数字の中でどのように子どもが動いたかということを確認するのに不調率を見ていくのは有効かもしれませんが、質的な部分の重要な点だと思います。

私からは、8ページについて。「委託児童数」と書いてあるBは一時保護委託でよろしいですね。そうすると、表に記載のある平成19年以降、一時保護委託数が増えて、これだけの数が施設及び里親家庭などをお願いされているということだと思います。が、一時保護委託が実質どういう状況になっているのか、とても気になるところです。たとえば一時保護委託から長期委託に至るお子さんもいるのではないのでしょうか。また、一時保護の委託は正式な措置ではないので、その間突然養育することになった里親家庭への支援はあるのでしょうか。どうなっているのでしょうか。そういった数字だけでは見えてこない質的なところも気になるところです。もし今の時点でお分かりの点がありましたら教えていただけたらと思います。一時保護委託の現状はいかがなものでしょうか。

(事務局)

一時保護は延べ日数等で数字を出していて、例えば平均日数等は今のところ持っていないので、次回の時までにお出しできるような資料を探しておきます。

委託の児童数もまとめてしまっていて、それが施設なのか里親なのかということも、今回は分けて出せなかったもので、次回お示しできたらと思います。

(中野子ども家庭課長)

平成29年度に受け付けた虐待のお子さん4190人中、一時保護所は344人、乳児院は47人、児童養護施設に18人、里親に51人、病院等その他が36人、傾向としてはこんな感じになっています。

(横堀部会長)

参考にさせていただきます。というのも、3ページに里親の活動状況が示されていて、措置のほか、3日里親・緊急一時のみなど、里親登録をされている方のさまざまな活かし方、お力の借り方があることが垣間見えます。これに先ほどの一時保護などを加えていくと、地域にどういう方がどういう体制でいることが必要なのか、実状からも見ていくことができるかなと思ひまして。

それでは今日の時点でこの資料5について触れるのはここでひと区切りといたしまして、資料4「神奈川県社会的養育推進計画(仮称)の策定イメージ(案)」について、議論をお願いしたいと思います。

現状としての到達点を先ほど数字で確認させていただきましたが、資料4の「2 現状を分析するために把握する項目例」ということで、事務局から示されております。こちらに加えてこういう項目が必要ではないかということがありましたら、ぜひお出しいただきたいと思ひます。

年度末の計画策定に向け、限られた時間の中で取り組んでいく作業ということですので、この機

会に何でもできるというわけではないと思いますが、委員の皆様からのご意見はいかがでしょうか。

(小室委員)

国の方で、里親等委託率について75%とか50%という数値を明示していますが、この数値の基になる計算式がどこにあるのかをまずお聞きしたいと思います。

(事務局)

資料5の5ページの下段に里親等委託率という囲み欄がありますが、この算式によって得られた数値ということになります。

(小室委員)

そうならば、先ほど先生方から御発言がありましたことを加味するような項目が、2の項目例の中に含まれた方がより明確になるのではないかと思います。

(中野子ども家庭課長)

ちなみに、今年3月31日現在の里親委託率を年齢別に分けて調べております。3歳未満は19.8%、3歳未満を除く就学前が40.6%、学齢以降が10.8%で、年齢によって委託率が異なっています。それをトータルすると16.5%になります。

ただ、養子縁組が成立するとそこで里親委託ではなくなりますので、学齢以降の数字が低いのはそういう事情もあるかもしれません。

(小室委員)

そういういろんなことを考えると、国が示している数値の根拠はすごく曖昧で、とても難しい課題があるように思います。

(山本委員)

とりあえず、統一基準は国が言っているだけの話ですよ。

そもそも、この社会的養育ビジョンが何のためかということがあまりはっきり書かれていません。子どもの権利擁護とか自立支援とか書いてありますが、トータルで言えば、インプットの部分、いわゆる社会的養育の問題が表れたときにどうするかという部分、初動の対処に集中していて、成果をどこに置くかということが明記されていない。何を達成するためにこれをするのかというと、健全育成の達成ですよ。その健全育成の達成に一番効果的なことは何かという視点が必要だと思います。その上で、理想はすべての子どもが家庭的養育をされてと言葉の上では言いますが、1人1人の子どもにとってどうするのがベストなのか、健全育成が達成できるのかという道は極めて複雑だし、単純じゃないという前提で考えないといけない。そういう意味では、先ほど意見があったように、里親に委託してもどんどん不調になったとしたら、パーマネンシーのパーの字もないですよ。これは先行する欧米が既に経験していて、パーマネンシーは崩壊しています。それに対して、日本の養護施設で施設変更、措置変更することは本当に少ないです。だからそういう意味でも、その子のパーマネ

ンシーをどう捉えるか。18 歳あるいは 20 歳になったときにどういう結果になるかということまで見ておかないと、入り口だけ議論して、とにかく里親に委託してその数値だけ良ければいいというのでは、その後ぐちゃぐちゃになってもいいということですよ。

2 の項目例の真ん中あたりにある「社会的養護の対象となる子どもが抱える課題」というのは、結局、健全育成を達成するための支援ニーズということですよ。それが何なのかをよく考えておかないと、全部をフォスターリングでカバーしようとしたら、莫大な費用がかかると思います。今現在の社会的資源の比率で言ったら、そんなに里親にすべての財力やシステムを集中してないわけですから。それを一気に里親に全部移管させるとしたら、莫大なスクラップ・アンド・ビルドで、それは無理ですよ。それは里親会でも危惧していることです。子どもを取りこぼさないで健全育成を達成するためにどうしたらいいかという観点、そういうはっきりした軸が国のビジョンにはありません。ただ表面的に入れ口を家庭養育に変えろと言っているだけで、具体的にその根拠になっているデータはないし、フィードバックして駄目だったらどうするのかという話もある。欧米の場合は駄目でもどうにもならなくなって、親族里親になっていっていますよね。アメリカの場合の親族里親が日本と違うのは、親権を渡します。今の日本の親族里親は、親権者は別にいてもそのままにしておきますが、アメリカの場合は親権を渡すので、責任者です。親権を渡された子どもが家出してどこかに行っちゃったら、そこで事故を起こしたら、全部損害賠償は自分に来ます。そこが全く違うし、責任も違うのを同じように考えているところがあって、本当に欧米に学ぶのならもっとちゃんと見ないといけないし、日本独自の家族文化を重視するならそれはそれでもっと考え直さないと。里親が一番良いという結論は誰が言ったのかクエスチョンですよ。

また、社会的養育、特に代替養育を受けている子の多くは、普通の家で普通に暮らせばそれで大丈夫という子はほとんどいない。必ず何らかの支援がいる。その支援が全部里親にかぶれるかっていうと無理です。というか、よく考えれば、問題を起こしている子ども達のほとんどが一般家庭の子ですよ。一般家庭の方がハッピーで、代替養育の方がアンハッピーという機械的な分け方は全然現実的ではない。アンハッピーな子どもはどこにでもいるわけで、その子ども達全部を対象として、その健全育成の達成のために社会は何をするか、どう責任を引き受けるべきかということがきちんと詰められていないといけないのに、まるで代替養育だけが問題だから里親に委託する、数値目標を立てて、それでいいことをしているようなつもりになってしまったら、大きな間違いを犯しかねない。全ての子どもがハッピーな健全育成を達成できるためにということを前提にしておかないといけないと思います。

(鶴飼委員)

この項目に入るかどうか分かりませんが、施設職員が里親さんとの協力体制を築いていくときに、職員の資質とか勤続年数とかが非常に大事になってくるのではないかと思います。

(横堀部会長)

施設職員の現状ですね。

(山本委員)



これに関しては、社会的養護と言ったら施設から里親への支援というだけで動いていますけど、里親から施設へという支援能力もあるわけですね。東京には小規模施設がおよそ 125 くらいありますが、60%くらいに調理補助員、いわゆる生活処遇職員ではないもう一人の職員を入れています。単数処遇には限界と危険があるということで、複数処遇を実現させていっているわけですけど、その調理補助員が果たしている役割がどんどん重要性を増していっています。そう考えれば、地域の里親さんが一緒にいてくれたら、もっとスムーズにいきますよね。子どもが施設にいるからと言って、里親が助けられないという手はないので。それこそ未委託の里親さんを活用するとか。1対6で料理している人とか、6人分の食事作るのに必死ですよ。新人職員は6人前の食事なんて作ったことがない人ばかりなので、東京都ではエキスパート養成講座と言って、栄養士さんが集中的に食事を作るトレーニングをしています。それでも料理だけに集中してしまいますから、その間子どもを見られないと皆言っている。そこに地域の里親さんが助けに来てくれたら全然違う。そういうことって、考える視点を変えれば可能性はあると思います。そういうところが充実してきて初めて、それぞれの子どものどこに置くのがいいかを考えられるようになると思います。

(鶴飼委員)

また外れるかもしれませんが、私は里親会の方や里親さんと話をするとき、支援という言葉を使わないようにしています。児童相談所が里親さんに対して支援という言葉を使うのはいいかもしれないけど、どんなに里親さんに近くても、施設である我々が支援という言葉を使うと、上から下みたいな感覚で受け止められないこともないから、支援という言葉に代わって何かいい言葉があるかなといつも思っています。

(横堀部会長)

ありがとうございます。里親さんのお力を借りるとするのは、とても重要なスタンスではないかと思えます。

では、先に進めさせていただきたいと思えます。が、その前に一点だけ。自立支援の課題について、先ほど資料でご説明がありましたあすなるサポートステーションについてです。神奈川県で手掛けておられる大事な取組のひとつと思って、かねてより活動報告を聞いておりました。ですので、社会的養護を離れた18歳以降の人たちがどんな状況を抱えているのか、いわばアフターケアの中からつかんでいる当事者の抱える大変な構造等を、実際に業務にあたっている職員の方からヒアリングして、この場に出していただくことをお願いできたらと思えます。

また、この場での議論にさまざまな関係者をお呼びするというのも考えられますね。例えば、里親センターの職員の方が、里親家庭と関わる上でどういう成果と課題を感じているかといったことを、ぜひうかがってはどうかと思えます。データの統計のみではなく、そういった質的なところを扱える機会をぜひ作っていただければと思えます。

では、「3 想定される課題」について、これに付け加えるとしたらいかがでしょうか。

(山本委員)

20目の「当事者である子どもの声を尊重した支援の展開」ということを実際にやるのであれば、あらかじめ考えて、あらかじめ聞いて決めたということでは何にもならない。今日の前で援助を受けている子のアドボケートとしての意見表明はすぐには施策に反映できない。これを実現しようとしたら、この計画そのものが毎年見直されて、現場や子どもの意見がフィードバックされることが必要。それは今のシステムだと第三者評価や苦情解決に当たりますが、それはあくまでも部分的な個別の案件の整理という次元ですよ。それが、計画がうまくいっているかという評価にリンクするようにしておかないと、本当に尊重したということにはならない。この計画は毎年度継続的に見直される、フィードバックを受けて評価される、そういう体制になっていないと本当はおかしい。ただ、今のところ、国や行政の考え方は、ある年度をもって計画を作って、それで予算を取って、何年間かのうちに実現するところまでそのまま行くっていう考えですよ。それを毎年度見直すということになると、全然仕組みが違ってしまう。子どものフィードバックをどうするのか、継続的に見直して、計画そのものに追記するとか、反映するとかができるようにしておかないと、結局看板倒れて実現しませんでした、ごめんなさいみたいな終わり方になるのではないかと。実際、私は里親委託率75%なんて、この設定年度内で実現したらおかしと思う。でもできなかったときに、できなかったで終わりじゃなくて、どこまで何ができているのかが分かっていないといけなと思います。そういう、継続的なフィードバックをもって、この計画の推進を見守る体制を作っておかないといけな

い。

アメリカの場合、要支援の子どもが何人見つかったか、どんなサービスを受けたかという年次報告を毎年出しています。通告から始まる対応で22万人くらいの子が虐待だと認定されて、78万人くらいの子が虐待ではなかったが要支援の課題があったとして支援を受けています、虐待対応ではない支援。そこにもフォスターケアと書いてある。毎年それが更新されることによって、国の施策であり州の施策でもある虐待対策がどう機能しているかという評価をしているわけです。そういうふう

に機能させないと、期間中に何が起こるかわからないのに、こんな風に突然数値目標何パーセントとか、そういうやり方は古すぎる。毎年どんどん更新して方針を見直すような体制が必要になると思います。特に子どもの声を重視するなら、今そこにいる子の意見を反映できる仕組みを考えるべきです。

(小室委員)

ただ、計画策定となると、行政はどこもそうかもしれませんが、数値目標を挙げて、それに対しての成果指標だとか、達成率がどうか、そういう数字に捉われる傾向がすごくあると思います。そうではなくて、数値だけに捉われない方法を同時に考えていかないと、本当に表面的なものになってしまうのではないかとこの心配があるので、その点注意が必要ではないかと思

(横堀部会長)

ありがとうございます。そこは難しいところですね。計画上、数値を形で見せないといけな部分と、大事な内容・質のところを合わせてどうやって見せていくか。ただやはり、両方とも、この議論を進めながらやっていかないとこの先に繋がっていかないだろうとも思います。そういうご意見も含めて考えていきたいと思

一点触れておきたい点があります。先ほど課長からもありましたが、○の4つ目、「より家庭に近い環境での養育の推進」についてです。これは施設の小規模ケアの問題と里親＋ファミリーホームの両方が含まれてくると思いますが、県としてファミリーホームの設置を促進するのかどうかです。今までファミリーホームの設置が難しかったということは一体どういうことであったのかという経緯を、この機会に少し整理してみてもよいのではないのでしょうか。私もファミリーホームにいろいろ関わってきていましたが、全国的に見ますと、制度化以来、とくに初期段階では形や運営面が不安定に見えるファミリーホームもできているように思っていました。以後、施設の設置するいわゆるグループホームのようなもの、施設職員を経験した方が独立してファミリーホームになったもの、意欲のある里親さんが5人目の委託に際しファミリーホームに切り替えたものなど、ファミリーホームと一口に言っても、様々なものができ、それらもまた関係者によって議論にもなってきました。ただし里親を経てファミリーホームを設置されるなど、確実に力を発揮されている方もいます。ファミリーホームの設置も里親等委託率に反映されたり、里親養育と密接な関係があったりすると考えますので、県下で設置についてどう考えていくかは、この機会に取り上げられたらと思います。

では、「4 基本的な考え方と全体像」はこれから作って御提示くださる、また「5 将来推計」もこれから調査をしていくということでしたので飛ばしまして、「6 取組の方向」の(1)～(4)について御意見を頂きたいと思います。これは先ほど御説明がありました国の策定要領に示された記載事項の項目にも対比させてあるものですが、この部分についていかがでしょうか。

(小室委員)

(1)について、「子どもの意見を聴き…」と言われますが、本当に素直な本音の部分の子ども声がくみ取れるかどうか、どういう仕組みでくみ取るのか、ちょっと心配があります。

(横堀部会長)

ありがとうございます。それぞれの養育の現場で、子どもの意見をきちんと聞くというのは一体どういうことかというわけですね。これは、一つは先ほどから出ておりますように、計画の策定に反映するというレベルがあり、しかしそれはすぐにできるのかという山本委員からの御意見もあった次第です。もう一つは、日常の、子どもたちの本音に近いいろいろな感覚・感情、意見、要望、そのようなものを聞く仕組みをどういうふうに作れるかということかと思えます。

(小室委員)

例えば、民生委員の方にご出席いただいておりますが、児童委員や主任さんなど、その方達も地域を守る中でいろいろな課題もきっとあると思えますし、いろんなところでふっと入って来るような情報が上がってくるような仕組みになるのか、それとも何かインタビューのような形で聞き取るのか、どういう形でやっていくのかということも考えていただきたいと思えます。

(横堀部会長)

ありがとうございます。笹谷委員のお立場ではこのあたりの課題はどんなふうにお耳に入りますでしょうか。

(笹谷委員)

子どもの意見を私たちが聞くチャンスはあまりなくて、主任さんたちが子育てのことで何うときも、なかなかお子さんがいる時間に伺うことができないので、声を集めるというようなことは今は実際はしていません。後、学校で何かお子さんのことを聞かせて欲しいと思うのですが、案外学校はクローズしていて、なかなか入り込めない、引き出せないというところもあつたりするので、この「意見を聞く」というのは、実際すごく難しいなというふうに思います。ですから、特別に何かあつたお子さんに本当はどうしたいのこうしたいのと聞くことはできるかもしれませんが、そうでないとなかなか子どもの考えていることを聞きましょうというのは、そう簡単ではないような気がします。自分の子どもでもなかなか言わなかったです。

(小室委員)

聞いて、素直に本音を話してくれるかどうか。表面的にこう言っておけば無難に過ごせるからということも無きにしも非ずかもしれないし。例えば、学童の指導員とか放課後指導員とかがふと聞いた言葉が真実だったりとか、そういうものじゃないかと思うので、子どもの意見を聞くってすごく難しいなと感じます。

(笹谷委員)

多分子どもって、大人がいろいろなことを考えているようには、あまり考えていないような気がします。そのときに怒ったり悔しかったりということはあるでしょうけど、実感として、このことをこうだというふうには考えていないかなと思いますね。

(横堀部会長)

ありがとうございます。社会的養護・養育の当事者、社会的養育の中で生活体験した方が意見を発する機会の設定、大人になったケアリーヴァーが考えを整理して発信してくれるような取組は、各地で進んできている面もあるようですが、このあたり、いかがですか。

(鶴養部会長)

文言で言うのは本当に簡単ですが、子ども自身が意見表明をするというようなことが、ずっと、はっきり言うと禁じられてきた社会で、牽引者が子どものためにということで自分の意見を通すということがずっとされてきているわけですから、子ども自身が今、自分の意見を言えるような社会情勢があるのかということ自体が、私は疑問だなと思っています。

カウンセリングなんかをしていますと、最初のうち、子どもは一体このおじさんは何を受け止めてくれるだろうかと、すごく警戒してこちらの様子を見ているんですね。この部屋ではあなたがしたい話をして、あなたが使いたいおもちゃを使って遊んでいいんだよということを納得してもらうまでにすごく時間がかかりますね。特に虐待を受けてきた子はものすごくそれは大変です。里親さんのお宅に措置されて、しっかり里親さんと心が通じたというふうに子どもが思っただけで自由に話し始めるまでは、もう何年もかかってしまうことがあるし、里親さんへの試し行動みたいなこともあり

ます。だから、生の気持ちを聞き出すということ自体が里親さんでもすごく大変な上に、里親さんが専門家に指導されるということで、今度は里親さんが自分の感じていることを言うてはならないというふうな感じが里親さんの中にもあるわけです。だから、二重三重にすごく大変な状況があると思います。取組の方向として一番最初に書いてあること自体が非常に上っ面の事に思えてしまって、一体どうすればいいんだろうと、私自身も常日頃無力感を感じています。

(山本委員)

一ついいですか。権利擁護で今一番あいまいにされているのが、特別養子の子どもの出自を知る権利です。特別養子里親が子どもに出自を知らせる義務が明記されていません。これも欧米では裁判で権利獲得されて制度化されたものですが、日本はそれがありません。子どもに知る権利があるというけれど、子どもがまだ小さいときに里親宅に来ていたら知り得ないですよ。それは、実際は里親側に正しく知らせる義務があると思わないといけない。里親の不調ケースで何度も私は経験していますが、出自に対して正確な情報が与えられず、混乱して、それが里親さんと委託された子どもの関係にネガティブに働いたケースがたくさんあります。なので、出自を知らせることを義務としたときに、どう知らせてどうサポートするのか。里親の個人的な力量だけでは難しく、それはやはり皆で考えないといけないと思います。これは特殊な一部の話ということにされて、個人の責任でタイミングもばらばらだから、個人の裁量ということです。そこは課題として考えるということで、こうしたら上手くいくという答えがあるわけではないんですが、知らずに置いておかれる子どもというのは、権利擁護としては明らかな問題です。

意見表明させようと思ったら、1年中、毎週くらい本当に付き合っ、共同活動して、そこで自分の意見を言うて、それが実現して…、そういう経験・共同体ができたなら自分で意見を言うと思います。「あなたの意見はどうですか？」と言っても、子どもはこの人に何て言えばいいかしか考えないから、自分の意見なんて形成できていません。意見表明・意見形成させようとしたら、そういういろんな共同活動を通じて、自分の意見を言うてどういうことなのかを実体験しないと、出てくるはずがない。子どもの課題をサポートするためのシステムがいるということだと思います。これは、よくある権利擁護のために嫌なことがあったらハガキに書いて出させるような、あれで意見表明の仕組みができていていいのはありえない。それでも、ハガキを出す子どもの意見は拾えるので、ないよりはいいですけど、本当の意味での意見表明になっているかは疑問です。

(横堀部会長)

このあたりは難しいですが、とても重要な項目ですね。

取組む方向として、(1) (2) (3) (4) という4本柱があって、下位項目として①や②などがあるのですが、こういう柱建てで良いかどうかもお聞きしたいところです。

今、いろいろ話が展開したところを総合しますと、やはりこの権利擁護の推進の作業という大事なところは冒頭に掲げておくべきではないかというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(小室委員)

子どもの自己肯定感を高めるようなことが「(1) 子どもの権利擁護の推進」の中に何らかの形で反映できないかなと思ったのですが。要するに、いろいろな体験をした結果、少しそういうところが未熟だったりする場合があって、それがゆえに自分の意思を表明できないという部分もあるように思っていますので、その辺も含めて子どもの意見のくみ取り方を考えられたらいいかと思います。

(横堀部会長)

ありがとうございます。大事な案を出していただきました。まさに先ほどの出自の問題に直結するようなことだと思います。あらゆる子どもたちの健全育成を考えても、代替養育の社会的養護の子どもたちのことを考えても、とても重要な点だと思います。

それでは、(2) (3) (4) とその下位項目について、何かご意見ありますでしょうか。

(鶴飼委員)

よろしいですか。この推進計画では10年で50%の里親委託率と言われていますが、あとの50%は残るわけですね。そうすると、10年で全部施設が消えてしまうのであれば話は別ですが、実際には施設にまだ残りますよね。そうすると、施設での養育論ってすごく大事だと思います。神奈川県施設には里親さんの相談員がほとんど配置されていますから、里親さんに対する理解はある程度ありますが、片方で職員は、施設でもいい子は育つ、そういう思いでやっているわけです。だからそこをどういうふうにこの計画の中に載せていいのか、それともう施設関係の言葉は載せないのか。施設側からしてみれば、片方で里親を推進しながら、片方では自分たちだって良い子を育てられるよという思いの中でやっているから、そこをどういうふうに神奈川県の推進計画の養育理論の中で構築していくのか。里親と施設養護を並列で進めていくということを、ここに載せるのか載せないのかについてはどうなのかなと思っています。

(横堀部会長)

ありがとうございます。(3)の「②児童養護施設等の高機能化等」というのが何を含まかということは今後ふれる重要な点だと思います。よって、このような議論をするに当たり、今までの施設の養育にどういう意味があったかを確認することを前提に置いた上で、この先の施設機能やそのあり方を再検討すべきという、そういうご意見でよろしいでしょうか。

(鶴飼委員)

何も載せないと、施設側としてはもう我々はいらないのかとまでは言わないにしても、やはり施設養育も大事ですから。

(横堀部会長)

そうですね、施設をなくす計画ではありませんから。施設の養育の果たすもの、その養育論を(3)の中に入れておくということでもよろしいでしょうか。そういう整理がないと、この先は話せないの

ではないかと思しますので、とても重要な視点だと思います。

(山本委員)

今のことに言いたいことがあるのですが、施設の高機能化というと、単に手に負えない難しい子だけを集中管理する、児童心理治療施設のような病院のような、そういうものを作ることしか出てこないんですね。そういう子たちだけを入れろという話に簡単になってしまって、施設は特殊な子どもを見る特殊な場所だというふうになりかねない。それは完全に格差、廃絶、排除の理念であって、そうでない理念を作っていく必要があると思えます。

(横堀部会長)

今までやってきた施設での養育とは一体どういうものなのか、何をしてきたのかということを確認すること、そして高機能化という言葉に踊らされることなく、これからを検討する考え方、項目を入れる、そういうことですね。ありがとうございます。

追加です。(3)の③に「子どものパーマネンシー」という言葉が出てきますが、パーマネンシー保障というと、養育者との繋がり保障ということで、養子縁組があると思えます。については、県として関係する養子縁組あっせん団体の状況、あっせんが実際どう行われているか、あっせん前後のプロセス含め、そこに子どもの権利保障等の面で、実親や関係者にとっての課題はないのか等を、項目に入れていただいて状況を把握し、検討した方がよいのではないかと考えました。

それから、先ほど権利擁護のことが出てきましたが、児童相談所の一時保護所の状況をめぐる課題もあるのではないかと私は考えています。施設里親部会では、2017年度に一時保護所の子どもたちの日々の生活が質的にどうなっているか、第三者評価にあたる取組が始まった報告を受けたと記憶しています。ですので、重なりますが、一時保護所における子どもの権利擁護、あるいは養育や保護中の生活をより良くしていくこともこの機会に検討できたらと思えます。施設や里親における養育をどうしていくかということの前に、一時保護レベルの確認も、児童相談所の問題として取り組んでいくことが必要な課題ではないかと思えます。

さて、まだまだ出していくと大きなところから小さなところまでいろいろ出てくるように思いますが、時間が迫ってまいりました。最後にこれだけはというのがもしあれば何って議事進行をお返ししたいと思えますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では進行を事務局にお返しします。

(事務局)

委員の皆さま方、大変お疲れ様でした。長時間にわたる活発な御審議、大変お疲れ様でした。

今後のスケジュールといたしまして、この2部会を今年度中に合同で3回開催したいと考えております。時期ですが、8月、10月、2月の予定です。その内容ですが、次回には本日御審議いただいた内容に加え、本日御欠席の委員の皆様のご意見等も参考に作成し御提示させていただき計画骨子について、その後、素案、改定案を順次御提示させていただき、御審議をお願いしたいと考えております。

なお、通常の施設里親部会と権利擁護部会とは別日程としたいと考えております。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、御出席をお願いいたします。なお、この度は開催

の御案内が遅くなり、多くの委員の皆様にご出席いただけない中での開催となってしまいましたことを、改めてお詫び申し上げます。

次回の合同開催に係る御連絡、御出席の確認については、後日事務局より御連絡させていただきます。

それでは、これもちまして令和元年神奈川県社会的養育推進計画（仮称）の検討に係る児童福祉審議会・施設里親部会を終了とさせていただきます。

本日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。